

## 介護給付等費用適正化事業の取組【長野県中川村】

### ● 概要

「適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る」という事を事業の目指すところと捉えた取組。「介護給付等費用適正化事業」の目的にある「事業の趣旨の徹底」に向かって『目的はなにか』を常に考え、そのために何を行って行く事が、より適正なものかを考え、各事業に取り組んでいる。

### ● 実施状況

#### ①住宅改修における作業療法士の見解確認と1年目の評価

住宅改修は専門の作業療法士の見解・図面を添付し、業者の見積もりが、その図面にあった図面と内訳であることを確認し許可。また、1年後の利用状況評価も行っている。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
住宅改修実施数	6	15	9	15	12	8
改修後点検実施数	5	6	4	1	2	3

#### ②要介護認定時の地域包括支援センター職員の訪問アセスメント

要介護認定の相談があった際、地域包括支援センターの担当者が、訪問等により必ず本人と面談し申請するようにしている。

#### ③変更申請時の地域包括支援センター主任ケアマネージャーによる聞き取り確認

変更申請時は、居宅ケアマネージャーと地域包括支援センター主任ケアマネージャーが、認定情報を確認しながら現状と比較して受付している。

#### ④軽度者の福祉用具利用・家族がいる場合の生活援助申請に係るケアプラン点検

軽度者の福祉用具利用申請・家族がいる場合の生活援助申請があった場合は、地域包括支援センターと該当居宅介護支援事業所でケアプラン点検を行って、全体のプランを見直している。

年度	点検方法
H17年～H28年度	新規・変更時、ショートステイ長期利用ケース・限度額オーバープラン・独居高齢者・認知症患者のうち加算取得者など 紙面点検
H28年～R4年度	地域包括支援センター主任 CM が対象居宅介護支援事業所にて対面点検（保険者機能・主任 CM 機能）
R5年～現在	軽度者の福祉用具申請、同居家族有の生活援助申請のケースについて、その他必要なケースについては適宜、グループスーパービジョン（保険者機能・主任 CM 機能）

#### ⑤介護給付費通知

#### ⑥事例検討学習会

村内介護保険事業所の職員が集まって持ち回りで事例を提供し、提供者の困っていることや解決したいことを皆で考え、専門職として、更に介護事業所としての資質向上を目指す。地域ケア会議でもあり適正化事業にも値する。

#### ⑦事業所研修会・福祉事業を考える協議体・ケアマネージャー資質向上研修会など

専門職としての資質向上、適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ることを主な目的とした研修会の開催。地域包括ケア体制を構築するため、事業所の役割、介護予防・自立支援の視点でのサービスの在り方を、事業所の主体性の基に考えられるよう、協議体として開催しており、適正化事業に値する。

#### ⑧介護給付適正化総合支援パッケージの導入

国保連合会給付実績情報の突合により、給付の現状把握、点検を行う。

### ● 効果

- ・ 住宅改修は長年取り組んできており、定着している。介護度が上がるケースや何度も改修するケース、有効に利用できていないケースもあり、また、維持率などの分析も行えていないので、この取り組みの効果検証は不十分だが、ケアマネージャー・作業療法士・地域包括支援センターの振返りになり、価値のある事業となっている。
- ・ 介護申請・変更申請時への地域包括支援センターのかかわりは、ケアマネジメント支援になっており、適正な支援やサービスにつながっている。
- ・ スーパービジョンによるケアプラン点検は、お互いに気付きあう機会となっており、補い合い、高めあう機会となっている。事務担当者の参加が、事務担当者の孤立や孤独を解消できると考えるので、今後取り組みたい。また、多職種で協議することは、事業所の資質向上にもつながる。

令和7年度介護給付適正化に係るブロック研修会

# 中川村における 介護給付等費用適正化事業の取組

令和7年11月7日

長野県上伊那郡中川村役場

保健福祉課福祉相談係

片桐千穂美

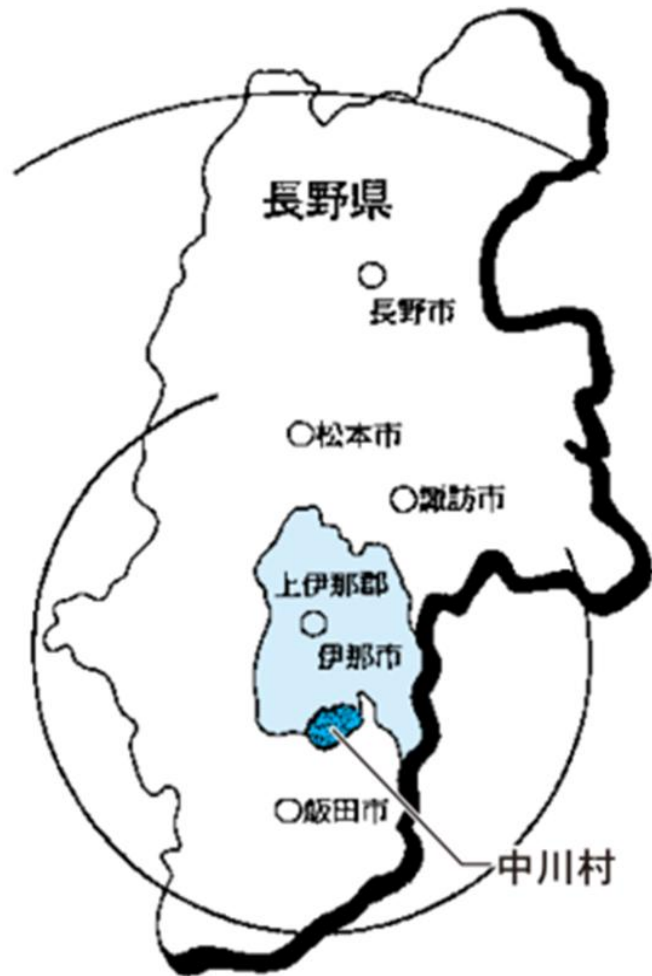


# 中川村の概要



上伊那郡中川村

中川村役場から長野県庁の距離 … 149.5 km





# 中川村の概要



面積 77.05km<sup>2</sup> 山林原野 約80%  
海拔 602m  
標高差 465～1,688m

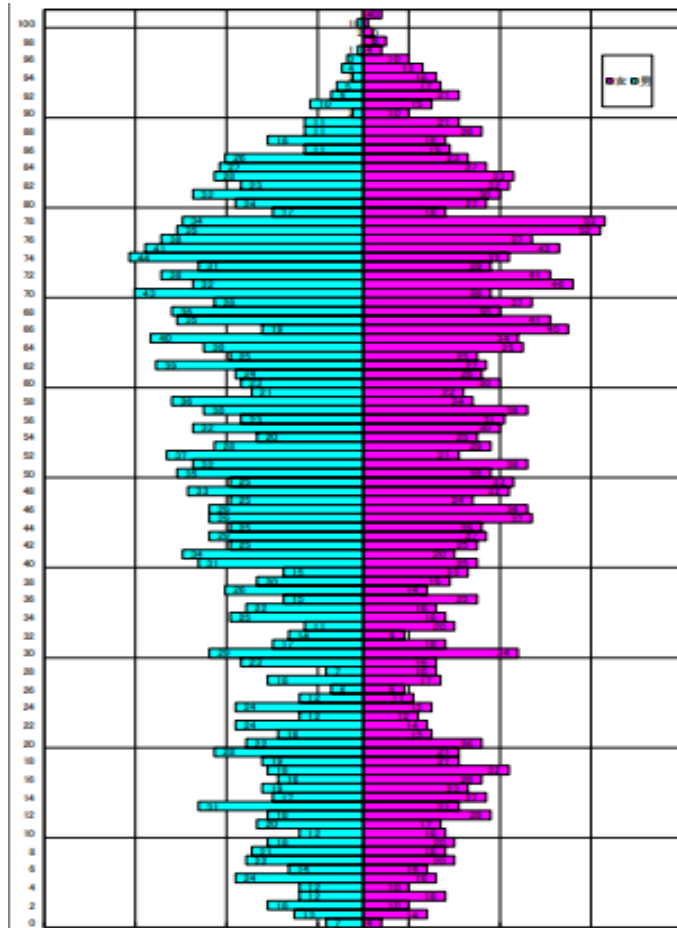
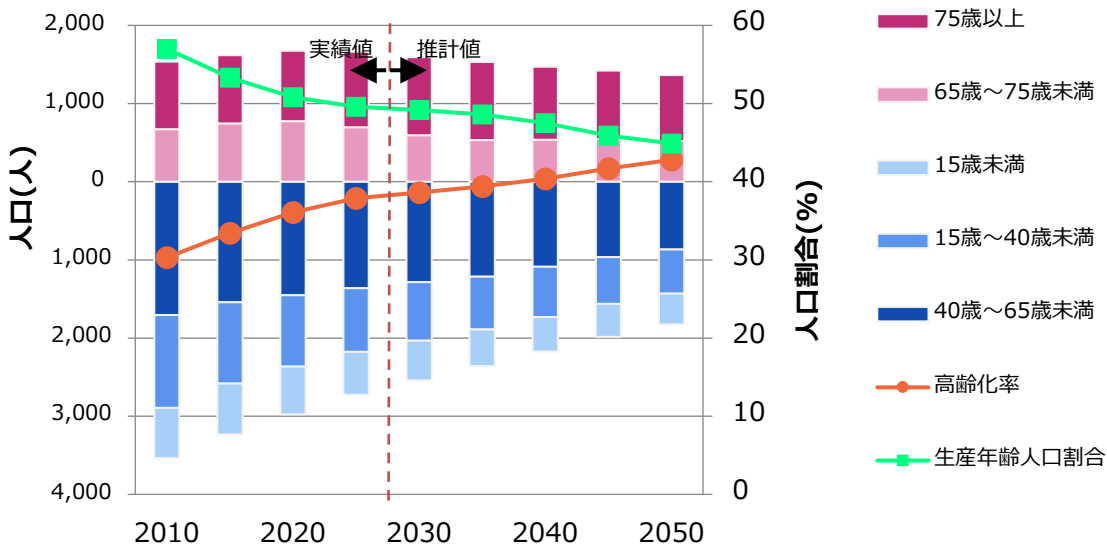
人口 4,566人(R7.10.1現在)  
高齢化率 37.12%  
要介護認定率 16.1%(R7.4月末)



# 中川村の概要

令和7年10月1日現在

## 中川村の人口の推移



(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」  
2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」



# 中川村の概要

自治地区 大ー 3 地区 小ー 27 地区

中学校 1校 小学校 2校

介護サービス事業所 6 法人

介護サービス 9 サービス

総合事業サービス 9 サービス

その他 直営 5 サービス

委託 1 サービス

地区体操教室 8 地区

居宅介護支援事業所 1 事業所

介護予防支援事業所 1事業所

地域包括支援センター（直営）のみ

# 介護給付費等適正化事業

## 【目的】

- 介護（予防）給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証
- 本事業の趣旨の徹底や、良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る
- 介護給付等（指定事業者によるサービス・活動事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業

# 介護給付費等適正化事業

R6年度以降事業	内容
① 認定調査状況チェック	・ 要介護認定の平準化を図る取組
② ケアプラン等の点検（ケアプランの点検並びに住宅改修等の点検）	・ 従来の②と③を一本化 ・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、協議の場で検討
③ 医療情報との突合・縦覧点検	・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、協議の場で検討
④ 給付実績を活用した分析・検証事業	・ 給付実績帳票（国保連）を活用し、不適切な給付・事業者の発見、適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る
⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	・ 研修や説明会等を通じ事業者と適正化事業の目的を共有。協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対し働きかける
⑥ 介護給付費通知	・ 給付費の通知

R5年度までの事業
① 要介護認定の適正化
② ケアプランの点検
③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
④ 医療情報との突合・縦覧点検
⑤ 介護給付費通知
⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

# 中川村適正化事業

- ①住宅改修における作業療法士の見解確認と1年目の評価
- ②要介護認定時の地域包括支援センター職員の訪問アセスメント
- ③変更申請時の地域包括支援センター主任ケアマネージャーによる聞き取り確認
- ④軽度者の福祉用具利用・家族がいる場合の生活援助申請に係るケアプラン点検
- ⑤介護給付費通知

# 介護給付費等適正化事業

R6年度以降事業	内容
① 認定調査状況チェック	・ 要介護認定の平準化を図る取組
② ケアプラン等の点検（ケアプランの点検並びに住宅改修等の点検）	・ 従来の②と③を一本化 ・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、協議の場で検討
③ 医療情報との突合・縦覧点検	・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、協議の場で検討
④ 給付実績を活用した分析・検証事業	・ 給付実績帳票（国保連）を活用し、不適切な給付・事業者の発見、 <b>適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る</b>
⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	・ 研修や説明会等を通じ事業者と適正化事業の目的を共有。協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対し働きかける
⑥ 介護給付費通知	・ 給付費の通知

R5年度までの事業
① 要介護認定の適正化
② ケアプランの点検
③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
④ 医療情報との突合・縦覧点検
⑤ 介護給付費通知
⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

# 介護給付費等適正化事業

R6年度以降事業	内容
① 認定調査状況チェック	・ 要介護認定の平準化を図る取組
② ケアプラン等の点検（ケアプランの点検並びに住宅改修等の点検）	・ 従来の②と③を一本化 ・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、協議の場で検討
③ 医療情報との突合・縦覧点検	・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、協議の場で検討
④ 給付実績を活用した分析・検証事業	・ 給付実績帳票（国保連）を活用し、不適切な給付・事業者の発見、 <b>適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る</b>
⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	・ <b>研修や説明会等を通じ事業者と適正化事業の目的を共有。協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対し働きかける</b>
⑥ 介護給付費通知	・ 給付費の通知

R5年度までの事業
① 要介護認定の適正化
② ケアプランの点検
③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
④ 医療情報との突合・縦覧点検
⑤ 介護給付費通知
⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

# 介護給付費等適正化事業

R6年度以降事業	内容
① 認定調査状況チェック	・ 要介護認定の平準化を図る取組
② ケアプラン等の点検（ケアプランの点検並びに住宅改修等の点検）	・ 従来の②と③を一本化 ・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、 <b>協議の場で検討</b>
③ 医療情報との突合・縦覧点検	・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、 <b>協議の場で検討</b>
④ 給付実績を活用した分析・検証事業	・ 給付実績帳票（国保連）を活用し、不適切な給付・事業者の発見、 <b>適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る</b>
⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	・ <b>研修や説明会等を通じ事業者と適正化事業の目的を共有。協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対し働きかける</b>
⑥ 介護給付費通知	・ 給付費の通知

R5年度までの事業
① 要介護認定の適正化
② ケアプランの点検
③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
④ 医療情報との突合・縦覧点検
⑤ 介護給付費通知
⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

# 介護給付費等適正化事業

R6年度以降事業	内容	R5年度までの事業
① 認定調査状況チェック	・ <b>要介護認定の平準化</b> を図る取組	① 要介護認定の適正化
② ケアプラン等の点検（ケアプランの点検並びに住宅改修等の点検）	・ 従来の②と③を一本化 ・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、 <b>協議の場で検討</b>	② ケアプランの点検
③ 医療情報との突合・縦覧点検	・ 給付実績帳票（国保連）のうち費用対効果が期待される帳票を活用し、 <b>協議の場で検討</b>	③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
④ 給付実績を活用した分析・検証事業	・ 給付実績帳票（国保連）を活用し、不適切な給付・事業者の発見、 <b>適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る</b>	④ 医療情報との突合・縦覧点検
⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業	・ <b>研修や説明会等を通じ事業者と適正化事業の目的を共有。協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対し働きかける</b>	⑤ 介護給付費通知
⑥ 介護給付費通知	・ 給付費の通知	⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
		⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

# 中川村適正化事業

## ①住宅改修における作業療法士の見解確認と1年目の評価

住宅改修は専門の作業療法士の見解・図面を添付し、業者の見積もりが、その図面にあった図面と内訳であることを確認し許可。また、利用1年後の利用状況評価も行っている。

# 住宅改修の流れ

## 専門職訪問依頼書

ケアマネージャーから提出

地域包括支援センターで日程調整

## 作業療法士の訪問

現地において本人の動きの確認

住宅改修業者の同席

## 書類の提出

ケアプラン（住宅改修用）他

作業療法士の図面と業者の図面

# 中川村適正化事業

## ② 要介護認定時の地域包括支援センター職員の訪問アセスメント

要介護認定の相談があった際、地域包括支援センターの担当者が訪問等により必ず本人と面談し申請するようにしている。

# 要介護認定の流れ

## 住民からの相談

地域包括支援センターで受付

訪問面談の日程調整

## 自宅（病院）の訪問面談

初回アセスメント

要介護認定の必要性確認

## 保健福祉課認定調査担当による調整

地域包括担当者から連絡

調査担当から家族へ連絡

# 中川村適正化事業

## ③ 変更申請時の地域包括支援センター主任ケアマネージャーによる聞き取り確認

変更申請時は、居宅ケアマネージャーと地域包括支援センター主任ケアマネージャーが、認定情報を確認しながら現状と比較して受付している。

# 変更申請の流れ

## 住民・担当ケアマネージャーからの相談

地域包括支援センターで受付

担当ケアマネージャーとの日程調整

## 担当ケアマネージャーとの面談

地域包括主任ケアマネージャー

認定情報の確認・ケアプランの確認

## 保健福祉課認定調査担当による調整

地域包括担当者から連絡

調査担当から家族へ連絡

# 中川村適正化事業

## ④ 軽度者の福祉用具利用・家族がいる場合の生活援助申請に係るケアプラン点検

軽度者の福祉用具利用申請・家族がいる場合の生活援助申請があった場合は、地域包括支援センターと該当居宅支援事業所でケアプラン点検を行って、全体のプランを見直している。

# ケアプラン点検の流れ

## 担当ケアマネージャーからの相談

申請書の提出（主治医意見書添付）

地域包括支援センター受付

## ケアプラン点検の日程調整

担当ケアマネージャー所属事業所

地域包括支援センターケアマネージャー

## ケアプラン点検

グループスーパービジョン

ケアプラン内容全体の確認

# ケアプラン点検の経緯

年度	点検方法
平成17年～平成28年度	新規・変更時、ショートステイ長期利用ケース・限度額オーバープラン・独居高齢者・認知症患者のうち加算取得者などプラン提出紙面点検
平成28年～令和4年度	地域包括支援センター主任ケアマネージャーが、対象居宅介護支援事業所に出向いて対面で点検 直営包括であり、保険者機能と主任ケアマネージャーの両方の視点で点検
令和5年～現在	「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する届出」「同居家族等がいる場合の生活援助の算定」の申請があったケースを、グループスーパービジョン方式で点検 直営包括であり、保険者機能と主任ケアマネージャーの両方の視点でスーパービジョンする

## その他の適正化の取組

- ⑥ 事例検討学習会
- ⑦ 事業所研修会・福祉事業を考える協議体・ケアマネージャー資質向上研修など
- ⑧ 介護給付適正化総合支援パッケージの導入

# その他の適正化の取組

## ⑥事例検討学習会

村内介護保健事業所の職員が集まって持ち回りで事例を提供し、提供者の困っている事や解決したい事を皆で考え、専門職として、更に介護事業所としての資質向上を目指す。  
地域ケア会議でもあり適正化事業にも値する。

## その他の適正化の取組

### ⑦事業所研修会・福祉事業を考える協議体・ケアマネージャー資質向上研修など

専門職としての資質向上、適正なサービス提供、介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る事を主な目的とした研修会の開催。

地域包括ケア体制を構築するため、事業所の役割、介護予防・自立支援の視点でのサービスの在り方を、事業所の主体性の基に共に考えられる様、協議体として開催しており、適正化事業に値する。

# その他の適正化の取組

## ⑧ 介護給付適正化総合支援パッケージの導入

国保連合会給付実績情報と介護認定情報の突合により、給付の現状把握、点検を行う。

# 中川村適正化事業

## 【目的】

- 介護（予防）給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証
- 本事業の趣旨の徹底や、良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る
- 介護給付等（指定事業者によるサービス・活動事業も含む。）に要する費用の適正化のための事業

ご静聴ありがとうございました。

